

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会  
関係医療機関 管理責任者 様

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会  
会長 宮地 正彦

## 令和8年度診療報酬改定「電子的診療情報連携体制整備加算」の対応状況について（報告）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。当会の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年6月の診療報酬改定において、医療DX関連サービスの活用による質の高い医療の提供を評価する観点から、医療情報取得加算および医療DX推進体制整備加算の評価が見直され、電子的診療情報連携体制整備加算が新設されました。このことにより、本協議会が運営する「ふじのくにねっと」を通じた情報連携体制の活用実績が新たに加算の算定対象となる可能性があること、令和7年度総会においてお伝えさせていただいたところです。

現在、各医療機関における円滑な算定開始に向け、事務局より地方厚生局に対し、施設基準の届出方法や掲示方法等について確認を行っております。

つきましては、現時点での確認状況を下記の通り御報告申し上げます。詳細な届出様式記載例等については、当局の回答を待って改めて通知いたしますので、今しばらくお待ちくださいようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 「ふじのくにねっと」の要件適合性について

事務局にて地方厚生局へ確認を行った結果、「ふじのくにねっと」は当該加算の対象となる「地域医療連携ネットワーク」の要件を満たしていることを確認いたしました。

これにより、本ネットワーク側の要件は整ったこととなりますが、実際に加算を算定するためには、各医療機関において「診療情報提供料（I）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出」を行うとともに、「ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称」を見やすい場所に掲示するなど、所定の体制を整備していただく必要があります。本ネットワークへの参加のみをもって自動的に算定可能となるものではございませんので、御対応についてあらかじめ御留意ください。

#### 2. 地方厚生局への継続確認事項

現在、以下の実務的細部について地方厚生局へ照会を行っており、回答を待機している状態です。

- (1) 施設基準届出様式への具体的な記載方法について
- (2) 「共有している実績のある医療機関の名称」の定義について
  - ① 掲示が求められる「共有している実績のある保険医療機関」の範囲
  - ② 算定開始にあたって必要となる実績期間の有無

#### 3. 今後のスケジュール

- (1) 当局より回答を受領次第、速やかに「施設基準届出記載例」および「掲示用資料例」を添えて、改めて通知いたします。
- (2) 本事項に関する「よくあるご質問 (FAQ)」を、当協議会ウェブサイトに掲載しております。お問い合わせに際しましては、事前に当該ページを御参照いただけますようお願い申し上げます。[\(https://www.fujinokuni-net.jp/information\\_medical/\)](https://www.fujinokuni-net.jp/information_medical/)

担 当：静岡県立総合病院情報企画室 伊藤・三ツ岡  
電 話：054-247-6111（代表）  
メール：fujinokuni-net@i.shizuoka-pho.jp

## よくあるご質問(FAQ)

### 【制度全般・要件に関する質問】

- Q1. 「ふじのくにねっと」は、国が定める加算要件の「地域医療連携ネットワーク」に該当しますか？
- A1. はい。事務局にて地方厚生局へ確認を行い、本ネットワークが加算要件（施設基準）に適合している旨の回答を得ております。
- Q2. 「ふじのくにねっと」に加入していれば、自動的に加算を算定できますか？
- A2. いいえ、加入のみでは算定できません。本加算の算定には、ネットワークへの加入に加え、「診療情報提供料（I）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出」と「ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称」を見やすい場所に掲示することを満たす必要があります。
- Q3. 「ふじのくにねっと」に加入済みですが、まだ他保険医療機関との情報共有の実績が1件もありません。この状態で算定（届出）は可能ですか？
- A3. 現在、地方厚生局へ確認中です。実績が「0件」の状態での算定可否、および実績としてカウントできる期間の規定等については、回答があり次第改めて周知いたします。
- Q4. 施設に掲示する「ネットワークに参加していること」の表示は配布していますか？
- A4. 添付のとおり配布しております。適宜ご活用ください。
- Q5. 施設に掲示する「共有している実績のある保険医療機関の名称」とは、ネットワークの全参加保険医療機関を載せるのですか？それとも自施設とやり取りのあった保険医療機関のみですか？
- A5. 現在、地方厚生局へ確認中です。確認次第、掲載用のテンプレートと併せてご案内いたします。

### 【届出事務に関する質問】

- Q6. 届出書に記載する情報はどこで確認できますか？
- A6. 添付のとおり記載してください。なお、確認中の項目もございます。
- Q7. 届出書に記載する数値（患者数等）は、いつ時点のデータを用いればよいですか？
- A7. データの基準日（時点）については現在、地方厚生局へ確認中です。

### 【ふじのくにねっとへの加入について】

- Q8. 「ふじのくにねっと」への加入方法を教えてください。
- A8. 本ネットワークへの加入には、所定の加入申請書の提出及び理事会における承認が必要となります（昨年度開催実績：7月・12月・3月）。申請書はリンクよりダウンロードください。[\(https://www.fujinokuni-net.jp/medical/entry/\)](https://www.fujinokuni-net.jp/medical/entry/)

### 【加入手続きの流れ】

- ①リンクより様式をダウンロード
- ②必要事項を記入の上、郵送で事務局へ提出 ※署名または押印が必要なため必ず郵送  
〒420-8527 静岡市葵区北安東4丁目27番1号  
静岡県立総合病院情報企画室（ふじのくにねっと事務局）

お問い合わせ：fujinokuni-net@i.shizuoka-pho.jp

# ／ 当院は ／

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル

# ふじのくにねっと

F U J I N O K U N I N E T

## に参加しています!

**Q** 「ふじのくにねっと」ってなあに?

**A** 診療所や保険薬局と病院などを繋ぐ情報ネットワークシステムです。



病院などのあなたの検査結果や診療内容を見ながら、診療に役立てたり、必要に応じて他の専門医療関連機関と連携した診療ができます。

詳しくは **受付窓口** にお問い合わせください。

電子的診療情報連携体制整備加算及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算（初・再診料）の施設基準に係る届出書添付書類

項目	記入欄
1. 届出区分（該当区分に○をつけること）	
ア 電子的診療情報連携体制整備加算	加算 1 ・ 加算 2 ・ 加算 3
イ 電子的歯科診療情報連携体制整備加算	加算 1 ・ 加算 2
2. 診療体制等の要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている
	<input type="checkbox"/> 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している
	<input type="checkbox"/> 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている
	<input type="checkbox"/> 医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
	<input type="checkbox"/> 医療 D X 推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている
	<input type="checkbox"/> 診療報酬明細書の無料交付について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している <input type="checkbox"/> 診療報酬明細書の無料交付についてのウェブサイトへの掲載を行っている
3. 電子処方箋に係る要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている
4. 電子カルテに係る要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制が整備されている
	<input type="checkbox"/> 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有している
	<input type="checkbox"/> 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している
	<input type="checkbox"/> 厚生労働省が認証する電子カルテ製品である
5. 電子カルテ情報共有サービス等に係る要件	
ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービス (該当する場合、□に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク	
ネットワーク名	ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル (ふじのくにねっと)
ネットワークを運営する事務局名	ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会 (ふじのくにねっと事務局)
ネットワークを運営する事務局所在地	静岡市葵区北安東 4 丁目 2 7-1
登録患者数	76,100 人 (4/20 時点)
年間新規登録患者数	
年間新規登録患者数 開始年月 (和暦で記載すること)	
年間新規登録患者数 終了年月 (和暦で記載すること)	
ネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
ウ 診療情報提供料 (I) の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出	<input type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無
エ ネットワークに係る掲示事項 (該当する場合、□に「✓」を記入すること。)	<input type="checkbox"/> ネットワークへの参加及び共有実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している

記載不要

どの時点の人数を記載する必要があるかについては、現在確認中です。

【記載上の注意】

- 「2」のウェブサイトへの掲示については、自ではないこと。
- 「3」から「5」までは、電子的診療情報連携加算 1 を算定する場合に記載すること。

ウ・エについては、各医療機関様において充足していただく要件となります。  
なお、エにおける「共有実績のある保険医療機関の名称」の範囲につきましては、現在確認中です。